

## 若年女性県内就職・定着促進協議会設置要綱

### (目的)

第1条 進学時、就職時の県外転出など若年女性の県外流出による本県経済の活力低下について危機感を共有し、若年女性の県内就職・定着促進に向けた取組みを検討・推進するため、オールやまがた人材確保・生産性向上推進協議会設置要綱第6条の規定に基づき、「若年女性県内就職・定着促進協議会」(以下「促進協議会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 促進協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 若年女性の県内就職・定着促進に資すること。
- (2) 女性労働者の賃金の向上、処遇の改善に資すること。
- (3) 若年女性人材確保に向けた雇用の受け皿の創出に資すること。
- (4) 若年女性人材に対して魅力ある職場づくりに資すること。
- (5) その他、第1条の目的達成のために必要なこと。

### (組織等)

第3条 促進協議会は、知事が委嘱する委員で組織する。

- 2 委員の任期は、就任日の属する年度の翌年度の末日(3月31日)とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 促進協議会には、必要に応じてアドバイザー及びオブザーバーを置くことができる。

### (座長)

第4条 促進協議会に座長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長が不在のときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 促進協議会は、必要に応じて山形県産業労働部長が招集する。

### (事務局)

第6条 促進協議会の事務局は、山形県産業労働部雇用・コロナ失業対策課に置く。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、促進協議会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年11月17日から施行する。
- 2 第3条第2項の規定にかかわらず、令和2年度に委嘱される委員の任期は、令和3年3月31日までとする。
- 3 この改正は、令和3年4月1日から施行する。